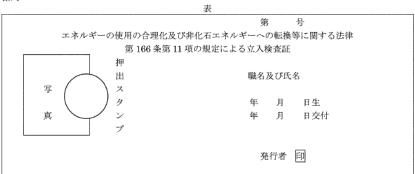
平成十三年財務省令第六十七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す 証明書の様式を定める省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百六十六条第十一項の証明書の様式は、次のとおりとする。

様式



惠

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(抄)

第166条

- 3 主務大臣は、第3章第1節(第7条第1項及び第5項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第 1項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第19条 第1項及び第4項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第3項、第23条第1項、第24 条第1項 第25条第1項及び第3項、第26条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第44条第1項 及び第3項、第45条第1項、第36条第1項、第37条第1項及び第3項、第38条第1項、第43条第1項 及び第3項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第3項、第38条第1項、第43条第1項 及び第3項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第3項、第38条第1項、第43条第1 項及び第3項、第44条第1項、第45条第1項及び第3項、第36条第1項。第43条第1 項及び第3項、第44条第1項。第45条第1項及び第3項、第36年第1項並びに第54 条を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者管理関係事業者又は第50条第1項の認定を受けた者(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。)に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。
- 9 主務大臣は、第4章第1節第2款 (第113条第1項及び第4項並びに第125条を除く。)の規定の 施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係 荷主若しくは第121条第1項の認定を受けた荷主(特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を 除く。)(以下この項において「特定荷主等」という。)に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物 の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 12 第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第171条 第3章第1節(第5条第1項を除く。)及び第4節並びに第166条第3項における主務大臣 は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所 管する大臣とする。
- 3 第4章第1節第2款及び第166条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を 所管する大臣とする。
- 第175条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、者は、50万円以下の罰 金に処する。
- 三 第16条第1項(第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第28条第1項(第52条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第40条第1項(第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第53条、第107条第1項(第140条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第115条第1項(第123条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第119条第1項(第123条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第134条第1項(第140条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第136条第1項(第140条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第136条第1項(第160条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第141条、第145条第1項指しくは第166条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日財務省令第一六号)

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省令第一五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日財務省令第一〇号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月三〇日財務省令第六七号)

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日財務省令第一一号)

この省令は安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。